

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第52号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における職員の配置基準を改めようとするものです。

概要

家庭的保育事業等における市町村で従うべき運営基準等を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、条例に規定する職員の配置基準を次のとおり改めるものです。

園児の年齢	配置基準	
	現行	改正案
満3歳以上満4歳未満	園児おおむね20人につき職員1人以上	園児おおむね15人につき職員1人以上
満4歳以上	園児おおむね30人につき職員1人以上	園児おおむね25人につき職員1人以上

なお、認可保育所及び認定こども園については、認可を所管する群馬県において、職員の配置基準の見直しに係る条例案が、令和6年第2回定例議会に上程されます。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、今後3年間の集中的に取り組むべき施策(加速化プラン)の一つとして、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児についての職員配置基準の改善を図るため、保育所等における満4歳以上児の職員配置の最低基準について国において見直しが行われました。また、これを踏まえ、国は満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行いました。